

株 主 各 位

福岡市東区箱崎七丁目9番66号  
コカ・コーラウエストホールディングス株式会社

代 表 取 締 役 末 吉 紀 雄  
C E O

## 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年3月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
グラウンド・ハイアット・福岡  
3階 ザ・グラウンド・ボールルーム
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第50期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第50期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

#### 4. 議決権のご行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年3月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権をご行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続きについて】をご高覧のうえ、平成20年3月24日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### 5. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ホームページ（<http://www.ccwh.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

以 上

- 
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.ccwh.co.jp>）において掲載することによりお知らせいたします。

### 【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより、議決権をご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより、議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

以上

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権をご行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2 以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権をご行使される場合は、使用する機種が128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部  
【専用ダイヤル】 0120-186-417 (24時間受付)

### 【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成19年1月1日から  
平成19年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の継続的な改善のもと、設備投資の増加、雇用情勢の改善等緩やかな拡大が続きました。しかし、原油価格の高騰やサブプライムローン問題による金融市場の混乱も相まって、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

清涼飲料業界におきましては、暖冬や梅雨明け後の記録的猛暑など天候にも恵まれ、市場はプラス成長となりましたが、原油をはじめとする原材料価格の高騰など厳しい環境の中、清涼飲料各社間の販売競争は熾烈さを増しております。

当社グループはこのような厳しい経営環境の中で、すべての価値基準を「お客さま基点」として、常に競合を上回る価値を提供し続け、10年、20年、30年と成長・発展し続けるべく策定した、中期経営計画「W'ing」の達成に向け、グループ丸となって種々の活動に取り組みました。

まず、グループの組織運営体制の見直しを行い、マーケットに近い販売機能はエリア単位に、専門性の高い製造・物流機能は機能単位に集約し、グループ経営を推進する体制を構築いたしました。具体的には、従来、近畿コカ・コーラボトリング株式会社が管轄していた近畿エリアにおける製造・物流機能を当社に移管し、コカ・コーラウエストジャパン株式会社と同様、近畿コカ・コーラボトリング株式会社を販売機能に特化できる体制といたしました。また、当社グループにおいて物流を担当していたコカ・コーラウエストジャパンロジスティクス株式会社、関西ロジスティクス株式会社および三笠ロジスティクス株式会社の3社を統合し、新会社コカ・コーラウエストロジスティクス株式会社としてスタートさせ、各社のベストプラクティスの共有および管理・間接部門の集約等による物流機能強化を推進しております。さらに、当社グループにおいて製造を担当するコカ・コーラウエストジャパンプログダクツ株式会社および近畿コカ・コーラプロダクツ株式会社の2社につきましては、両社が保有するノウハウを共有することにより、商品品質および生産性をより一層向上させることを目的として、平成20年1月1日に合併し、新会社コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社としてスタートしております。

次に、ザ コカ・コーラカンパニーと全国コカ・コーラボトラーの共同

出資により設立したコカ・コーラアイ・ビー・エス株式会社と協働し、全国コカ・コーラボトラーのモデルとなる基幹システムの構築を進めております。この取り組みは、近畿コカ・コーラボトリング株式会社との経営統合の効果を創出すべく、各社ごとに異なる業務プロセスおよび情報システムの標準化をはかるためのものであります。

営業面につきましては、積極的な新商品の導入やキャンペーンの実施により、基幹ブランドである「コカ・コーラ」「ジョージア」「爽健美茶」「アクエリアス」の徹底強化をはかりました。中でも、世界No. 1のブランド価値を有する「コカ・コーラ」につきましては、世界的に展開している「コカ・コーラゼロ」の投入など積極的なマーケティングを行い、コカ・コーラブランドトータルで売上げを大きく伸ばしました。

また、変化する経営環境の中で次世代においても成長し続けるための先進的な営業・販売体制を構築するため、マーケティングおよびベンディングに関する次世代モデルプロジェクトを発足させ検討を開始いたしました。

CSR（社会的責任）推進活動といたしましては、新たなグループ経営体制のもとすべてのステークホルダーとの信頼関係を構築すべく、コンプライアンス、品質保証、リスク管理におけるグループ統一の原則・ルールを策定するとともに、各々の推進体制を整備いたしました。環境への取り組みといたしましては、平成18年の佐賀県鳥栖市に続き、鳥取県伯耆町、京都府宇治田原町、滋賀県愛荘町に「さわやか自然の森」を設立し、水源涵養林保全活動を拡大するとともに、循環型社会の構築を目指し、廃棄自動販売機リサイクル施設の建設に着手するなど積極的な取り組みを推進いたしました。

以上のような活動に加え、当社は、営業エリアが隣接する南九州コカ・コーラボトリング株式会社と資本業務提携契約を締結し、平成19年4月3日付で同社を持分法適用の関連会社といたしました。この提携の効果を創出すべく、マーケティング、サプライチェーンおよび購買など各分野において協働の取り組みを推進しております。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、4,095億2千1百万円（前連結会計年度比24.9%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は160億5千6百万円（同比30.3%増）、経常利益は174億9千3百万円（同比32.3%増）ならびに当期純利益は93億7千5百万円（同比23.8%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 飲料・食品の製造・販売事業

まず、商品戦略としましては、基幹ブランドである「コカ・コーラ」「ジョージア」「爽健美茶」「アクエリアス」の徹底強化をはかるべく新商品の導入や各種キャンペーンを積極的に実施いたしました。

「コカ・コーラ」につきましては、新商品「コカ・コーラゼロ」を投入するとともに、新たなキャンペーンを展開いたしました。「ジョージア」につきましては、新商品として「ヴィンテージレベール」や「カフェエスプレッソ」の投入を行うとともに、「アクエリアス」につきましては、栄養補給という新しい機能の「アクエリアス ビタミンガード」を投入いたしました。また、「第11回 I A A F 世界陸上競技選手権 大阪大会2007」のオフィシャルスポンサーとしてのメリットを最大限に活用した広報活動および販売促進活動の展開を行い、ブランドイメージの向上およびセールスの拡大をはかりました。さらに市場成長の著しいミネラルウォーターに関しては、「アクアセラピー ミナクア 天然水」を発売し、セールスおよびマーケットシェアの拡大に努めました。

また、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社との戦略的パートナーシップに基づき、コカ・コーラビジネスの持続的成長のための徹底した検討を行うマネジメントミーティングやマーケティングフォーラムの開催ならびに営業体制改革に関する協働プロジェクトなどの取り組みを推進いたしました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント間消去前売上高は3,972億3千6百万円（前連結会計年度比24.8%増）、営業利益は266億4千万円（同比24.5%増）となりました。

#### その他の事業

その他の事業は、食品の加工、酒類の製造・販売、保険代理業、リース業、不動産事業、外食・物販事業で構成されております。その他の事業におきましては、平成18年7月1日付の経営統合により、車両整備業、不動産事業、外食・物販事業を営む会社が新たに加わりましたが、経営資源を飲料ビジネスに集中させることを目的に、車両整備業を営む株式会社セイコーコーポレートジャパンの全株式を譲渡いたしました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント間消去前売上高は126億5千9百万円（前連結会計年度比29.6%増）、営業利益は6億7千5百万円（同比45.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度より事業の種類別セグメントの事業区分を変更したため、前連結会計年度比較にあたっては、前連結会計年度の業績を変更後の事業区分に組み替えて行っております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額199億円であります。

その主なものは次のとおりであり、いずれも飲料・食品の製造・販売事業におけるものであります。

- a. 自動販売機、クーラー等販売機器取得
  - b. 大山工場ミネラルウォーター無菌充填設備新設
- なお、事業の種類別セグメントの設備投資額は、飲料・食品の製造・販売事業で197億円、その他の事業で2億円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は、平成19年2月23日開催の取締役会決議により、南九州コカ・コーラボトリング株式会社と平成19年3月8日付で資本業務提携契約を締結し、平成19年4月3日付で同社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社を持分法適用の関連会社（出資金額108億2千9百万円、持株比率20.00%）といたしました。

(5) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第47期 (平成16年12月期)	第48期 (平成17年12月期)	第49期 (平成18年12月期)	第50期 (当連結会計年度) (平成19年12月期)
売 上 高(百万円)	253,248	245,874	327,821	409,521
営 業 利 益(百万円)	16,860	11,830	12,321	16,056
経 常 利 益(百万円)	17,065	12,256	13,225	17,493
当 期 純 利 益(百万円)	8,564	7,305	7,570	9,375
1株当たり当期純利益(円)	108.80	93.42	82.22	88.29
総 資 産(百万円)	207,216	208,711	304,907	315,672
純 資 産(百万円)	167,036	173,608	250,463	254,025
1株当たり純資産(円)	2,149.99	2,228.79	2,358.05	2,391.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 第49期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 第49期および第50期の各数値は、平成18年7月1日付の近畿コカ・コーラボトリング株式会社との株式交換に伴い、大幅に変動しております。

## (6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、株価低迷や原材料・原油等の高騰ならびに清涼飲料各社の生き残りをかけた競争の激化など、当社グループを取り巻く経営環境はさらに厳しくなることが見込まれます。

このような状況の中、当社グループは、すべての価値基準を「お客さま基点」として、常に競合を上回る価値を提供し続けることにより、10年、20年、30年と成長・発展し続けるべく策定した平成19年から平成21年までの中期経営計画「W'ing」の達成に向けて継続した活動を展開してまいります。



まず、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社との協働関係をさらに進化させ、お客さま基点の組織・運営体制をさらに充実させてまいります。

また、変化の著しい経営環境の中で次世代においても成長し続けるために、マーケティング、ベンディングおよびサプライチェーン等各分野における先進的な戦略および組織体制を構築してまいります。

さらに、環境を中心としたCSR（社会的責任）経営をさらに推進し、あらゆるステークホルダーから信頼される企業づくりに全力を尽くしてまいります。

### (7) 主要な事業内容（平成19年12月31日現在）

当社グループは、コカ・コーラ等の清涼飲料をはじめとする、飲料・食品の製造・販売を主たる事業としております。

なお、当社は、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社等との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。

事業の種類別セグメント	事業内容
飲料・食品の製造・販売事業	飲料・食品の販売、飲料の製造、貨物自動車運送業、自動販売機関連事業
その他の事業	食品の加工、酒類の製造・販売、保険代理業、リース業、不動産事業、外食・物販事業

(注) 当連結会計年度より事業の種類別セグメントの事業区分を変更し、従来「その他の事業」に含めていた貨物自動車運送業および自動販売機関連事業を「飲料・食品の製造・販売事業」に含め、また、従来「飲料・食品の製造・販売事業」に含めていた食品の加工および酒類の製造・販売を「その他の事業」に含めております。

### (8) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
コカ・コーラウエストジャパン株式会社	100	100.0	飲料・食品の販売
近畿コカ・コーラボトリング株式会社	100	100.0	飲料・食品の販売
三笠コカ・コーラボトリング株式会社	100	100.0	飲料・食品の販売
西日本ビバレッジ株式会社	100	100.0	飲料・食品の販売
関西ビバレッジサービス株式会社	100	100.0	飲料・食品の販売、自動販売機のオペレーション業務、自動販売機関連事業
コカ・コーラウエストジャパンプロダクツ株式会社	100	100.0	飲料の製造
コカ・コーラウエストロジスティクス株式会社	70	100.0	貨物自動車運送業

- (注) 1. 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。  
2. 関西ビバレッジサービス株式会社は、近畿コカ・コーラボトリング株式会社の100%子会社であります。  
3. コカ・コーラウエストジャパンプロダクツ株式会社は、平成20年1月1日付で近畿コカ・コーラプロダクツ株式会社を吸収合併し、コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社に社名を変更しております。  
4. コカ・コーラウエストロジスティクス株式会社は、平成19年1月1日付で関西ロジスティクス株式会社、三笠ロジスティクス株式会社を吸収合併し、コカ・コーラウエストジャパンロジスティクス株式会社から社名を変更しております。

(9) 主要な拠点等（平成19年12月31日現在）

a. 当社の所在地

本店：福岡市東区箱崎七丁目9番66号

福岡本社：福岡市博多区住吉一丁目2番25号

大阪本社：大阪市北区西天満四丁目15番10号

b. 主要な子会社の本社所在地

名 称	所 在 地
コカ・コーラウエストジャパン株式会社	福岡市東区
近畿コカ・コーラボトリング株式会社	大阪府摂津市
三笠コカ・コーラボトリング株式会社	奈良県天理市
西日本ビバレッジ株式会社	福岡市東区
関西ビバレッジサービス株式会社	大阪府摂津市
コカ・コーラウエストジャパンプロダクツ株式会社	佐賀県鳥栖市
コカ・コーラウエストロジスティクス株式会社	広島市中区

c. 主要な生産拠点

鳥栖工場（佐賀県）、基山工場（佐賀県）、本郷工場（広島県）、大山工場（鳥取県）、明石工場（兵庫県）、京都工場（京都府）、滋賀工場（滋賀県）

d. 販売拠点

北部九州3県（福岡県、佐賀県、長崎県）、中国5県（広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県）および近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の各地

## (10) 従業員の状況（平成19年12月31日現在）

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
飲料・食品の製造・販売事業	7,882名	64名減
その他の事業	157名	40名減
全社（共通）	381名	25名増
合計	8,420名	79名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
3. 当連結会計年度より事業の種類別セグメントの事業区分を変更したため、前連結会計年度末比較にあたっては、前連結会計年度末の従業員数を変更後の事業区分に組み替えて行っております。

## (11) 主要な借入先の状況（平成19年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	5,500百万円
住友信託銀行株式会社	2,500百万円
株式会社福岡銀行	2,500百万円
シンジケートローン	2,000百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行他10行からの協調融資によるものであります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成19年12月31日現在）

- a. 発行可能株式総数 270,000千株  
b. 発行済株式の総数（自己株式4,947千株を除く） 106,177千株  
c. 株主数 21,466名  
d. 発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	持株数	議決権比率
株式会社リコー	千株 16,792	% 15.9
キリンホールディングス株式会社	11,626	11.0

- (注) キリンホールディングス株式会社は、平成19年7月1日付で麒麟麦酒株式会社から社名を変更しております。

## (2) 会社役員の状況

### a. 取締役および監査役の状況（平成19年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役	末 吉 紀 雄	CEO 特定非営利活動法人市村自然塾九州代表理事 コカ・コーラナショナルビバレッジ株式会社社外取締役 ロイヤルホールディングス株式会社社外取締役 西日本鉄道株式会社社外取締役
取締役	原 田 忠 継	グループ上席執行役員 コカ・コーラウエストジャパン株式会社代表取締役社長
取締役	森 井 孝 一	グループ上席執行役員 コカ・コーラウエストジャパン株式会社取締役副社長
取締役	吉 松 民 雄	グループ上席執行役員 近畿コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長
取締役	太 田 茂 樹	グループ上席執行役員 近畿コカ・コーラボトリング株式会社取締役 常務執行役員
取締役	桜 井 正 光	株式会社リコー代表取締役 会長執行役員 社団法人経済同友会代表幹事 株式会社ミレアホールディングス社外取締役 三菱石油株式会社社外監査役
取締役	魚 谷 雅 彦	日本コカ・コーラ株式会社取締役会長
取締役	本 坊 幸 吉	南九州コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長
常任監査役	新 見 泰 正	常勤
常任監査役	神 田 博	常勤
監査役	平 川 達 男	非常勤
監査役	佐々木 克	株式会社西日本シティ銀行代表取締役 取締役副頭取
監査役	京 兼 幸 子	弁護士 京兼法律事務所代表

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成19年3月23日開催の定時株主総会において、太田茂樹および本坊幸吉の両氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
  - (2) 平成19年3月23日開催の定時株主総会において、佐々木克氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役 魚谷雅彦および本坊幸吉の両氏は社外取締役であります。
  3. 常任監査役 神田 博、監査役 平川達男、佐々木克および京兼幸子の4氏は社外監査役であります。
  4. 監査役 平川達男氏は平成20年1月3日に逝去いたしました。

b. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	111百万円 (111百万円)	(注) 1、2
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	56百万円 (31百万円)	(注) 3
合 計 (うち社外役員)	13名 (6名)	167百万円 (43百万円)	

- (注) 1. 上記のほか、当社の取締役が役員を兼任する子会社から、報酬等として社外取締役以外の取締役6名に対し115百万円支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年3月22日開催の定時株主総会における決議により、月額25百万円以内と定められております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年3月25日開催の定時株主総会における決議により、月額7百万円以内と定められております。
4. 当社は、平成18年3月24日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、当該株主総会終結時に在任していた取締役10名に対し117百万円、監査役5名に対し19百万円をそれぞれ退任時に支給することとしております。

c. 社外役員に関する事項

(a) 他の会社の業務執行取締役等および他の株式会社の社外役員との兼任状況

区 分	氏 名	兼 任 先 お よ び 兼 任 の 内 容
社 外 取 締 役	魚 谷 雅 彦	日本コカ・コーラ株式会社取締役会長 コカ・コーラカスタマーマーケティング株式会社取締役会長 コカ・コーラセントラルジャパン株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	本 坊 幸 吉	南九州コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長
社 外 監 査 役	佐々木 克	株式会社西日本シティ銀行代表取締役 取締役副頭取 株式会社NTTドコモ九州社外監査役 株式会社産学連携機構九州社外取締役

(注) 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼任する当該他の会社との関係は次のとおりであります。

- (1) 当社は、日本コカ・コーラ株式会社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、販売促進リベート授受等の取引関係があります。
- (2) コカ・コーラカスタマーマーケティング株式会社は当社の持分法適用関連会社であります。なお、当社との間に重要な取引関係はありません。
- (3) 南九州コカ・コーラボトリング株式会社は当社の持分法適用関連会社であります。なお、当社との間にコカ・コーラ等の飲料の仕入・販売等の取引関係があります。
- (4) 当社は、株式会社西日本シティ銀行との間に資金の借入等の取引関係があります。

(b) 当事業年度中における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社 外 取 締 役	魚 谷 雅 彦	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち4回に出席し、主に企業経営（マーケティング）に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	本 坊 幸 吉	当事業年度中、当社取締役役に就任後に開催した取締役会7回のうち6回に出席し、主に企業経営（ポトラー経営）に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	神 田 博	当事業年度中に開催した取締役会10回、監査役会5回のすべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	平 川 達 男	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち2回、監査役会5回のうち2回に出席し、主に企業経営に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐々木 克	当事業年度中、当社監査役に就任後に開催した取締役会7回のうち6回、監査役会4回のすべてに出席し、主に金融機関での豊富な経営経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	京 兼 幸 子	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち7回、監査役会5回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(c) 責任限定契約の内容

当社は、社外役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外役員として優秀な人材を迎えることができるよう定款において、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が社外取締役 魚谷雅彦氏ならびに社外監査役 平川達男、佐々木克および京兼幸子の3氏と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役または社外監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

### (3) 会計監査人の状況

- a. 名称  
あずさ監査法人
- b. 報酬等の額

区 分	支 払 額	摘 要
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	55百万円	(注)
公認会計士法第2条第1項の業務以外の対価として当社が支払うべき報酬等の額	42百万円	
当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	121百万円	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### c. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制に関するアドバイザリー業務等を委託しております。

#### d. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、当社は、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、およびその他必要と判断される場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社の業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制という。）の整備について、次のとおり定めております。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ各社の役員・社員全員が法令・定款を遵守し社会的規範に従った行動をとるため、コンプライアンス体制にかかる規程を制定するとともに、行動規範を策定する。特に反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、コンプライアンス体制の徹底をはかるため、当社にCSRに関する担当部門を設置し、当該部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、当該部門を中心に役員・社員の教育等を行う。また、内部監査に関する担当部門は、CSRに関する担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義がある行為等について当社およびグループ各社の役員・社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設け、運営する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規定を制定し、これに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、CSRに関する担当部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、役員・社員が共有するグループの目標および基本的な権限分配を定め、代表取締役はその目標達成のためにグループ各社・各部門の具体的な目標ならびにグループにおける意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。

e. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社にグループ全体の内部統制に関する担当部門を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- f. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査に関する担当部門に所属する社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

また、監査役がその補助すべき社員を置くことを求めた場合は、当該社員に関する体制を構築するものとする。

- g. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役は、当社およびグループ各社の役員・社員が、監査役会に対して、法定の事項に加え、グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

- h. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

~~~~~  
(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>91,220</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>42,099</b>  |
| 現金及び預金          | 19,567         | 支払手形及び買掛金      | 5,222          |
| 受取手形及び売掛金       | 23,064         | 短期借入金          | 10,500         |
| 有価証券            | 19,407         | 1年以内に返済する長期借入金 | 2,000          |
| たな卸資産           | 11,721         | 未払法人税等         | 3,270          |
| 繰延税金資産          | 2,143          | 未払金            | 13,638         |
| その他             | 15,420         | 設備支払手形         | 87             |
| 貸倒引当金           | △ 103          | その他            | 7,380          |
| <b>固定資産</b>     | <b>224,452</b> | <b>固定負債</b>    | <b>19,548</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>142,033</b> | 繰延税金負債         | 9,040          |
| 建物及び構築物         | 35,192         | 退職給付引当金        | 5,180          |
| 機械装置及び運搬具       | 20,181         | 役員退職引当金        | 65             |
| 販売機器            | 27,285         | 負ののれん          | 1,452          |
| 土地              | 56,709         | その他            | 3,809          |
| 建設仮勘定           | 672            | <b>負債合計</b>    | <b>61,647</b>  |
| その他             | 1,992          | <b>(純資産の部)</b> |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,719</b>   | <b>株主資本</b>    | <b>253,467</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>77,698</b>  | 資本金            | 15,231         |
| 投資有価証券          | 55,794         | 資本剰余金          | 109,074        |
| 繰延税金資産          | 3,596          | 利益剰余金          | 140,432        |
| 前払年金費用          | 12,732         | 自己株式           | △ 11,271       |
| その他             | 6,147          | 評価・換算差額等       | 492            |
| 貸倒引当金           | △ 572          | その他有価証券評価差額金   | 488            |
| <b>資産合計</b>     | <b>315,672</b> | 繰延ヘッジ損益        | 4              |
|                 |                | 少数株主持分         | 64             |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>254,025</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>315,672</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

## 連結損益計算書

(平成19年1月1日から  
平成19年12月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 409,521 |
| 売 上 原 価               |       | 234,313 |
| 売 上 総 利 益             |       | 175,208 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 159,151 |
| 営 業 利 益               |       | 16,056  |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金   | 696   |         |
| そ の 他                 | 1,737 | 2,433   |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 利 息               | 114   |         |
| そ の 他                 | 881   | 996     |
| 経 常 利 益               |       | 17,493  |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 国 庫 補 助 金 等 収 入       | 336   |         |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 277   |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 57    | 671     |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 2,252 |         |
| 地 震 対 策 費 用           | 555   |         |
| 固 定 資 産 除 却 補 償 金     | 289   |         |
| 減 損 損 失               | 282   |         |
| グ ル ー プ 再 編 関 連 費 用   | 279   |         |
| 品 質 問 題 対 策 損 失       | 193   |         |
| ゴ ル フ 会 員 権 等 評 価 損   | 57    | 3,910   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |       | 14,254  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 5,034 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △ 167 | 4,866   |
| 少 数 株 主 利 益           |       | 12      |
| 当 期 純 利 益             |       | 9,375   |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年1月1日から  
平成19年12月31日まで)

(単位 百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |         |        |                     | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合 |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|-------------------------|---------|--------|---------------------|-------------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 金 剰 余 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 上 償 減 | 延 滞 益  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |             |           |
| 平成18年12月31日残高             | 15,231  | 109,072   | 135,623   | △11,229 | 248,697     | 1,604                   | 106     | 1,710  | 54                  | 250,463     |           |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |                         |         |        |                     |             |           |
| 剰余金の配当                    | —       | —         | △ 4,566   | —       | △ 4,566     | —                       | —       | —      | —                   | △ 4,566     |           |
| 当 期 純 利 益                 | —       | —         | 9,375     | —       | 9,375       | —                       | —       | —      | —                   | 9,375       |           |
| 自己株式の取得                   | —       | —         | —         | △ 56    | △ 56        | —                       | —       | —      | —                   | △ 56        |           |
| 自己株式の処分                   | —       | 2         | —         | 14      | 16          | —                       | —       | —      | —                   | 16          |           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | —       | —         | —         | —       | —           | △1,115                  | △102    | △1,218 | 9                   | △ 1,208     |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | 2         | 4,809     | △ 41    | 4,769       | △1,115                  | △102    | △1,218 | 9                   | 3,561       |           |
| 平成19年12月31日残高             | 15,231  | 109,074   | 140,432   | △11,271 | 253,467     | 488                     | 4       | 492    | 64                  | 254,025     |           |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

## 貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額             |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>47,281</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>56,046</b>   |
| 現金及び預金          | 10,865         | 買掛金            | 888             |
| 売掛金             | 5,315          | 短期借入金          | 10,500          |
| 有価証券            | 19,407         | 未払金            | 23,265          |
| 前払費用            | 86             | 未払法人税等         | 185             |
| 繰延税金資産          | 125            | 預り金            | 21,119          |
| 関係会社短期貸付金       | 3,156          | 設備支払手形         | 87              |
| 未収入金            | 6,834          | <b>固定負債</b>    | <b>5,471</b>    |
| その他             | 1,490          | 繰延税金負債         | 5,347           |
| <b>固定資産</b>     | <b>257,705</b> | その他            | 123             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>39,309</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>61,517</b>   |
| 建物              | 15,471         | <b>(純資産の部)</b> |                 |
| 構築物             | 1,717          | <b>株主資本</b>    | <b>242,669</b>  |
| 機械及び装置          | 15,322         | 資本金            | 15,231          |
| 車両及び運搬具         | 111            | 資本剰余金          | 108,168         |
| 工具、器具及び備品       | 568            | 資本準備金          | 108,166         |
| 土地              | 5,985          | その他資本剰余金       | 2               |
| 建設仮勘定           | 132            | <b>利益剰余金</b>   | <b>130,540</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,139</b>   | 利益準備金          | 3,316           |
| ソフトウェア          | 868            | その他利益剰余金       | 127,223         |
| ソフトウェア仮勘定       | 229            | 特別償却準備金        | 14              |
| その他             | 41             | 圧縮記帳積立金        | 396             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>217,256</b> | 地域社会貢献積立金      | 275             |
| 投資有価証券          | 32,790         | 地域環境対策積立金      | 348             |
| 関係会社株式          | 176,311        | 別途積立金          | 119,188         |
| 長期貸付金           | 200            | 繰越利益剰余金        | 7,000           |
| 関係会社長期貸付金       | 7,032          | <b>自己株式</b>    | <b>△ 11,271</b> |
| その他             | 1,113          | 評価・換算差額等       | 800             |
| 貸倒引当金           | △ 191          | その他有価証券評価差額金   | 800             |
| <b>資産合計</b>     | <b>304,987</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>243,470</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>304,987</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

# 損 益 計 算 書

(平成19年1月1日から  
平成19年12月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                   | 金 額     |         |
|-----------------------|---------|---------|
| 営 業 収 益               |         |         |
| 売 上 高                 | 209,281 |         |
| 子 会 社 受 取 配 当 金       | 5,580   | 214,862 |
| 売 上 原 価               |         | 202,873 |
| 売 上 総 利 益             |         | 11,988  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 4,804   |
| 営 業 利 益               |         | 7,183   |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金   | 756     |         |
| そ の 他                 | 82      | 838     |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 支 払 利 息               | 143     |         |
| そ の 他                 | 41      | 185     |
| 経 常 利 益               |         | 7,837   |
| 特 別 利 益               |         |         |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 217     |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 57      | 275     |
| 特 別 損 失               |         |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 2,244   |         |
| 固 定 資 産 除 却 補 償 金     | 289     |         |
| グ ル ー プ 再 編 関 連 費 用   | 190     |         |
| ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損     | 9       | 2,734   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 5,378   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 818     |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △ 873   | △ 54    |
| 当 期 純 利 益             |         | 5,432   |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

(平成19年1月1日から)  
(平成19年12月31日まで)

(単位 百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |             |             |                       |             |         |             |                                        | 純 資 産 計 |         |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|---------|-------------|----------------------------------------|---------|---------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |             | 利 益 剰 余 金   |                       |             | 自己株式    | 株 資 合 本 本 計 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>そ の 他 証 券 評 価 差 額 金 |         |         |
|                         |         | 資 準 備 金   | そ の 他 本 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 (注) 1 | 利 益 剰 余 金 計 |         |             |                                        |         |         |
| 平成18年12月31日残高           | 15,231  | 108,166   | —               | 108,166     | 3,316       | 126,357               | 129,674     | △11,229 | 241,843     | —                                      | 1,647   | 243,491 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                 |             |             |                       |             |         |             |                                        |         |         |
| 剰余金の配当                  | —       | —         | —               | —           | —           | △ 4,566               | △ 4,566     | —       | △ 4,566     | —                                      | —       | △ 4,566 |
| 当期純利益                   | —       | —         | —               | —           | —           | 5,432                 | 5,432       | —       | 5,432       | —                                      | —       | 5,432   |
| 準備金の取崩                  | —       | —         | —               | —           | —           | —                     | —           | —       | —           | —                                      | —       | —       |
| 積立金の積立                  | —       | —         | —               | —           | —           | —                     | —           | —       | —           | —                                      | —       | —       |
| 積立金の取崩                  | —       | —         | —               | —           | —           | —                     | —           | —       | —           | —                                      | —       | —       |
| 自己株式の取得                 | —       | —         | —               | —           | —           | —                     | —           | △ 56    | △ 56        | —                                      | —       | △ 56    |
| 自己株式の処分                 | —       | —         | 2               | 2           | —           | —                     | —           | 14      | 16          | —                                      | —       | 16      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —       | —         | —               | —           | —           | —                     | —           | —       | —           | —                                      | △ 847   | △ 847   |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | 2               | 2           | —           | 866                   | 866         | △ 41    | 826         | —                                      | △ 847   | △ 20    |
| 平成19年12月31日残高           | 15,231  | 108,166   | 2               | 108,168     | 3,316       | 127,223               | 130,540     | △11,271 | 242,669     | —                                      | 800     | 243,470 |

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

|                         | そ の 他 利 益 剰 余 金 |       |           |           |         |         |          | その他利益剰余金合計 |
|-------------------------|-----------------|-------|-----------|-----------|---------|---------|----------|------------|
|                         | 特別償却準備金         | 圧縮記帳金 | 地域社会貢献積立金 | 地域環境対策積立金 | 別途積立金   | 繰越利益剰余金 | その他利益剰余金 |            |
| 平成18年12月31日残高           | 30              | 418   | 444       | 265       | 119,188 | 6,010   | 126,357  |            |
| 事業年度中の変動額               |                 |       |           |           |         |         |          |            |
| 剰余金の配当                  | —               | —     | —         | —         | —       | △4,566  | △ 4,566  |            |
| 当期純利益                   | —               | —     | —         | —         | —       | 5,432   | 5,432    |            |
| 準備金の取崩                  | △15             | —     | —         | —         | —       | 15      | —        |            |
| 積立金の積立                  | —               | —     | 300       | 150       | —       | △ 450   | —        |            |
| 積立金の取崩                  | —               | △ 21  | △469      | △ 66      | —       | 557     | —        |            |
| 自己株式の取得                 | —               | —     | —         | —         | —       | —       | —        |            |
| 自己株式の処分                 | —               | —     | —         | —         | —       | —       | —        |            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —               | —     | —         | —         | —       | —       | —        |            |
| 事業年度中の変動額合計             | △15             | △ 21  | △169      | 83        | —       | 989     | 866      |            |
| 平成19年12月31日残高           | 14              | 396   | 275       | 348       | 119,188 | 7,000   | 127,223  |            |

2. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年2月5日

コカ・コーラウエストホールディングス株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浜 嶋 哲 三 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 名 部 雅 文 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コカ・コーラウエストホールディングス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コカ・コーラウエストホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社は、当連結会計年度より販売機器の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第50期事業年度に係る連結計算書類に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月7日

コカ・コーラウエストホールディングス株式会社 監査役会

|           |      |   |
|-----------|------|---|
| 常任監査役(常勤) | 新見泰正 | ⓐ |
| 常任監査役(常勤) | 神田博  | ⓐ |
| 監査役       | 佐々木克 | ⓐ |
| 監査役       | 京兼幸子 | ⓐ |

(注1) 監査役 平川達男氏は、平成20年1月3日にご逝去されました。

(注2) 常任監査役 神田 博、監査役 佐々木克、監査役 京兼幸子は、「会社法」

第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年2月5日

コカ・コーラウエストホールディングス株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浜 嶋 哲 三 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 名 部 雅 文 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コカ・コーラウエストホールディングス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

個別注記表の重要な会計方針の変更に記載のとおり、会社は、当事業年度より子会社からの受取配当金を営業外収益として処理する方法から営業収益として処理する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月7日

コカ・コーラウエストホールディングス株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 新見 泰 正 ㊟

常任監査役(常勤) 神田 博 ㊟

監査役 佐々木 克 ㊟

監査役 京兼 幸子 ㊟

(注1) 監査役 平川達男氏は、平成20年1月3日に逝去されました。

(注2) 常任監査役 神田 博、監査役 佐々木克、監査役 京兼幸子は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,335,912,568円となります。

これにより、中間配当を含めると、年間の配当金は1株につき43円となり、前事業年度に比べ1円の増配となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年3月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### ① 増加する剰余金の項目とその額

地域社会貢献積立金 300,000,000円

地域環境対策積立金 150,000,000円

##### ② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 450,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、第5号議案「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」の「1. 本プランの導入を必要とする理由」に記載する理由により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが必要不可欠であると考えております。会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することが可能とされており

ます（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社は、買取防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行う際には、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主のみなさまの意思に基づき、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、または②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。つきましては、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項の決定について、上記①および②の方法によることを可能とする根拠規定とすべく変更案第18条第3項を新設するものであります。

- (2) 買取防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買取防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件ならびにこれに相当する取得条項等を定めることがあることをあらかじめ明らかにするとともに、買取防衛策については株主のみなさまの意思により導入することが重要であるという考えから、買取防衛策を当社株主総会の決議により導入することができる旨を定めるため変更案第19条を新設するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴い必要となる条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                    | 変 更 案                                                                                                                          |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (決議の方法)<br>第18条 (省 略)<br>2. (省 略)<br>(新 設) | (決議の方法)<br>第18条 (現行どおり)<br>2. (現行どおり)<br><u>3. 当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の委任による取締役会の決議により決定する。</u> |

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                            | <p><u>(当会社の大量買付行為に対する対応策)</u><br/> <u>第19条 当社は、企業価値ひいては株主</u><br/> <u>共同の利益を確保・向上させるために</u><br/> <u>定める当会社株式の大量買付行為に</u><br/> <u>対する対応策(以下「本対応策」という。)</u><br/> <u>の一環として、新株予約権の無償割当て</u><br/> <u>に関する事項を決定するにあたっては、</u><br/> <u>新株予約権の内容として、次の事項を</u><br/> <u>定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 本対応策に定める一定の者(以下</u><br/> <u>「非適格者」という。)が新株予約権</u><br/> <u>を行使することができないものである</u><br/> <u>こと。</u></p> <p><u>(2) 当社が非適格者以外の者のみから</u><br/> <u>新株予約権を取得し、これと引き換え</u><br/> <u>に当会社の株式を交付することが</u><br/> <u>できること。</u></p> <p><u>(3) 当社が非適格者から新株予約権を</u><br/> <u>取得し、これと引き換えに当会社の</u><br/> <u>株式、新株予約権、社債、金銭その他</u><br/> <u>の対価を交付することができること。</u></p> <p><u>2. 本対応策とは、当社が資金調達など</u><br/> <u>の事業目的を主要な目的とせず新株</u><br/> <u>または新株予約権の発行を行うこと等に</u><br/> <u>より当社に対する買収の実現を困難</u><br/> <u>にする方策のうち当会社の企業価値</u><br/> <u>ひいては株主共同の利益を損なうおそれ</u><br/> <u>のある者による当会社株式の大量買付の</u><br/> <u>提案がなされる前に策定されるものを</u><br/> <u>いう。当会社の株主総会は、これをその</u><br/> <u>決議により定めることができる。</u></p> |
| <p>第19条<br/> (省 略)<br/> 第38条</p> | <p>第20条<br/> (現行どおり)<br/> 第39条</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 末吉紀雄<br>(昭和20年2月18日生) | 昭和42年4月 当社入社<br>平成3年3月 当社取締役<br>平成7年3月 当社常務取締役<br>平成9年8月 当社専務取締役<br>平成11年3月 当社取締役副社長<br>平成13年3月 当社取締役<br>当社副社長<br>平成13年10月 特定非営利活動法人市村自然塾<br>九州代表理事（現任）<br>平成14年3月 当社代表取締役（現任）<br>当社社長兼CEO<br>平成18年7月 当社CEO（現任）                  | 15,164株     |
| 2     | 原田忠継<br>(昭和20年9月4日生)  | 昭和43年4月 当社入社<br>平成9年3月 当社取締役<br>平成11年3月 当社執行役員<br>平成13年3月 当社常務執行役員<br>平成15年4月 当社専務執行役員<br>平成17年3月 当社取締役（現任）<br>当社副社長<br>平成18年7月 コカ・コーラウエストジャパン(株)<br>取締役<br>同社副社長<br>平成19年3月 同社代表取締役（現任）<br>同社社長（現任）<br>平成19年4月 当社グループ上席執行役員（現任） | 8,141株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | 吉松民雄<br>(昭和22年2月10日生) | 昭和44年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社<br>平成12年3月 同社取締役<br>平成16年3月 同社常務取締役<br>平成18年3月 同社専務取締役<br>同社専務執行役員<br>平成18年7月 当社取締役(現任)<br>当社専務執行役員<br>平成19年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)代表取締役(現任)<br>同社社長(現任)<br>平成19年4月 当社グループ上席執行役員(現任)                     | 1,688株      |
| 4     | 森田聖<br>(昭和21年8月18日生)  | 昭和44年4月 当社入社<br>平成7年3月 当社取締役<br>平成11年3月 当社常務執行役員<br>平成15年4月 当社専務執行役員(現任)<br>平成19年4月 当社シニアオフィサー(現任)                                                                                                                              | 6,998株      |
| 5     | 太田茂樹<br>(昭和25年2月27日生) | 昭和48年4月 麒麟麦酒(株)〔現、キリンホールディングス(株)〕入社<br>平成13年1月 同社国際ビールカンパニーカンパニー副社長<br>平成14年3月 SAN MIGUEL CORPORATION取締役<br>平成16年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)常務取締役<br>平成18年3月 同社常務執行役員(現任)<br>平成19年3月 同社取締役(現任)<br>当社取締役(現任)<br>平成19年4月 当社グループ上席執行役員(現任) | 451株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 6         | 桜井 正 光<br>(昭和17年1月8日生)     | 昭和41年4月 ㈱リコー入社<br>昭和59年5月 RICOH UK PRODUCTS LTD. 取締役<br>社長<br>平成4年6月 ㈱リコー取締役<br>平成5年4月 RICOH EUROPE B.V. 取締役社長<br>平成6年6月 ㈱リコー常務取締役<br>平成8年4月 同社代表取締役社長<br>平成17年3月 当社代表取締役<br>当社会長<br>平成17年6月 ㈱リコー代表取締役(現任)<br>同社社長執行役員<br>平成18年7月 当社取締役(現任)<br>平成19年4月 ㈱リコー会長執行役員(現任)<br>社団法人経済同友会代表幹事(現任) | —               |
| 7         | マイケル クームス<br>(昭和38年7月29日生) | 昭和59年1月 THE COCA-COLA BOTTLING COMPANY<br>OF PRETORIA LTD. 入社<br>平成9年4月 COCA-COLA ICECEK A.S. C F O<br>平成17年1月 日本コカ・コーラ㈱代表取締役<br>副社長(現任)                                                                                                                                                   | —               |
| 8         | 本 坊 幸 吉<br>(昭和15年5月9日生)    | 昭和44年12月 南九州コカ・コーラボトリング㈱<br>入社<br>平成元年3月 同社取締役<br>平成4年2月 同社常務取締役<br>平成7年12月 同社専務取締役<br>平成11年3月 同社取締役副社長<br>平成14年3月 同社代表取締役副社長<br>平成15年3月 同社代表取締役社長<br>平成19年3月 当社取締役(現任)<br>平成20年1月 南九州コカ・コーラボトリング㈱<br>代表取締役(現任)<br>同社社長執行役員(現任)                                                            | 1,551株          |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ① 末吉紀雄氏は、特定非営利活動法人市村自然塾九州の代表理事を兼務しており、当社は同特定非営利活動法人に対し、地域社会貢献活動費として、運営費等の支出を行っております。
  - ② マイケルクームス氏は、日本コカ・コーラ株式会社の代表取締役副社長であり、同社は当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、販売促進リポート授受等の取引関係があります。
  - ③ 本坊幸吉氏は、南九州コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長執行役員であり、同社は当社との間にコカ・コーラ等の飲料の仕入・販売等の取引関係があります。
  - ④ その他の取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. マイケルクームスおよび本坊幸吉の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 両氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
    - ① マイケルクームス氏は、日本コカ・コーラ株式会社の代表取締役副社長であり、当社がこれまで以上にザ コカ・コーラカンパニーおよび同社との戦略的パートナーシップを強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
    - ② 本坊幸吉氏は、南九州コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長執行役員であり、当社は同社との間で資本業務提携契約を締結しております。これに伴い、相互理解の促進と深化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 日本コカ・コーラ株式会社は当社の主要な取引先であり、南九州コカ・コーラボトリング株式会社は当社の持分法適用の関連会社であるため、両社は当社の特定関係事業者にあたります。マイケルクームスおよび本坊幸吉の両氏の現在および過去5年間における両社における業務執行者としての地位および担当は、それぞれ上記の「略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況」に記載のとおりであります。
  - (3) 本坊幸吉氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、1年であります。
  - (4) マイケルクームス氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間に、責任限定契約を締結する予定であり、その契約の内容の概要は、社外取締役が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、監査役 神田 博および佐々木克の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに他の法人等の代表状況                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 神田 博<br>(昭和23年2月14日生)  | 昭和45年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社<br>平成14年3月 同社取締役<br>平成17年3月 同社常勤監査役<br>平成18年7月 当社常任監査役(常勤)(現任)                                                             | 1,353株      |
| 2     | 三浦 善司<br>(昭和25年1月5日生)  | 昭和51年4月 (株)リコー入社<br>平成5年1月 RICOH FRANCE S.A. 取締役社長<br>平成12年10月 (株)リコー執行役員<br>平成15年6月 同社上席執行役員<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成17年6月 同社取締役(現任)<br>同社専務執行役員(現任) | —           |
| 3     | 佐々木 克<br>(昭和20年4月20日生) | 昭和43年4月 (株)西日本相互銀行〔現、(株)西日本シティ銀行〕入行<br>平成7年6月 同行取締役<br>平成12年6月 同行常務取締役<br>平成14年6月 同行代表取締役(現任)<br>同行専務取締役<br>平成18年6月 同行取締役副頭取(現任)<br>平成19年3月 当社監査役(現任) | —           |

(注) 1. 監査役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。

- ① 佐々木克氏は、株式会社西日本シティ銀行の代表取締役取締役副頭取を兼務しており、当社は、同行から資金の借入があります。
- ② その他の監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 神田 博、三浦善司および佐々木克の3氏は社外監査役候補者であります。
- (1) 3氏を社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。
- ① 神田 博氏は、平成18年7月1日の近畿コカ・コーラボトリング株式会社との経営統合以前に同社の取締役および常勤監査役を歴任しており、同社における経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - ② 三浦善司氏は、株式会社リコーにおいて財務および経理に関する長年の経験を有しており、その経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - ③ 佐々木克氏は、金融機関である株式会社西日本シティ銀行において長年の経験を有しており、その経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 佐々木克氏が代表取締役取締役副頭取を兼任している株式会社西日本シティ銀行は、行員による預金着服・流用という不詳事件の発生に伴い、平成17年12月、監督当局より内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令を受け、法令等遵守態勢の確立に向けた業務改善計画を策定しております。
- (3) 神田 博および佐々木克の両氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、神田 博氏については1年9ヵ月、佐々木克氏については1年であります。
- (4) 当社は、佐々木克氏との間に、責任限定契約を締結しており、また、三浦善司氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間に、責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、社外監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

## 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、変更後の当社定款第19条第2項に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案によるご承認の決議は、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただく、変更後の当社定款18条第3項の決議でもあります。

### 1. 本プランの導入を必要とする理由

当社は、平成20年2月7日開催の当社取締役会において、下記(1)のとおり、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決定いたしました。本議案は、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するための取り組みとして、本プランを導入することをお諮りするものであります。

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社グループの支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、①世界中の国や地域で人々に爽やかさとうるおいを届け、人々の生活スタイルの一部となっている「コカ・コーラ」ブランドを、地域社会に根付かせていくこと、②「いつでもどこでも誰にでも、高品質で安心して飲んでいただける商品」をお届けできるように品質安全性に対してこだわりと情熱を持って積極的に取り組んでいくこと、③お客さま・お得意さまの満足を徹底して追求していこうとする強い使命感を持った社員の存在を理解し、社員一人ひとりに報いるべく彼らの働きがいと生活を大切にすること、④豊かな社会の実現の一助となるよう努力を続ける企業市民としての責任感をもって地域社会への貢献ならびに環境問題への積極的な取り組みを行うこと、これらを十分に理解し、ステークホルダーであるお客さま、お得意さま、株主のみなさま、社員との信頼関係を維持し、彼らの期待に応えていきながら、中長期的な視点に立って当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 本プラン導入の目的

本プランは、上記(1)に記載の基本方針に沿って、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであります。

当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提示するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主のみなさまのために買収者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する

ための取組みの一環として、本定時株主総会で株主のみなさまにご承認いただけることを条件に、本プランを導入することを決定いたしました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランに係る手続き

本プランは、当社の株券等に対する大量買付もしくはこれに類似する行為またはそれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主のみなさまに取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めています（下記(2)「本プランに係る手続き」をご参照ください。）。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守いただき、本プランに係る手続きの開始後、後述の企業価値評価委員会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する勧告がなされるまでの間、または企業価値評価委員会の勧告に基づいて開催される株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしています。

#### (b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点のすべての株主のみなさまに対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

#### (c) 取締役の恣意的判断を排するための企業価値評価委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、企業価値評価

委員会規則（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される企業価値評価委員会の判断を経るとともに、株主および投資家のみなさまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

当初の企業価値評価委員会は、独立性の高い社外の有識者4名により構成される予定です。その委員の氏名および略歴は別紙2のとおりです（企業価値評価委員会委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙1をご参照ください。）。

(d) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主のみなさまにより本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主のみなさまに対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、次の①または②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付等

② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、次の①から⑧に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、本プランに基づく手続きが開始された場合、その旨を速やかに情報開示します。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価委員会に提供するものとします。企業価値評価委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または当社取締役会を通して間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提出していただきます。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験およびその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社グループの社員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値評価委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することがあります。

② 企業価値評価委員会による検討作業

企業価値評価委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと企業価値評価委員会が認めた場合、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(d)③に記載する場合等には、企業価値評価委員会は最長30日間の範囲内で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「企業価値評価委員会検討期間」といいます。）を設定します。企業価値評価委員会は、企業価値評価委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、企業価値評価委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、企業価値評価委員会検討期間において、直接または当社取締役会を通して間接に、当該

買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主のみなさまに対する提示等を行うものとします。

企業価値評価委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、企業価値評価委員会が、直接または当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

### ③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して情報提供等を要求した事実、企業価値評価委員会検討期間が開始した事実、企業価値評価委員会が買付者等に協議・交渉等を求めた事実、当社取締役会が企業価値評価委員会に代替案を提示した事実および本必要情報の概要その他の情報のうち企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、株主および投資家のみなさまに対する情報開示を行います。

### (d) 企業価値評価委員会の勧告

企業価値評価委員会は、買付者等が現れた場合において、次のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して次の①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他企業価値評価委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他の企業価値評価委員会が適切と判断する事項（企業価値評価委員会検討期間を延長・再延長する場合にはその期間および延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

#### ① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株

予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次の(i)または(ii)のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、企業価値評価委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当てに関する議案の付議を勧告するものとしします。

## ② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの

新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 企業価値評価委員会検討期間の延長を行う場合

企業価値評価委員会が、当初の企業価値評価委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、企業価値評価委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、企業価値評価委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続きによるものとします。）。

上記延長の決議により企業価値評価委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、企業価値評価委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、当社取締役会は、企業価値評価委員会から本新株予約権の無償割当ての決議に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、株主総会において本新株予約権の無償割当てに係る決議（後述の変更後の当社定款第18条に基づく決議となります。）がなされた場合には、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行します。買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、株主総会を招集する旨の決議を

行った場合、または本新株予約権の無償割当てに関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次の(a)から(e)のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続き」(e)に記載される当社取締役会または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続き」(d)のとおり、買付者等が次の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず企業価値評価委員会の判断を経て決定されることとなります。

(a) 次に掲げるような、上記(2)「本プランに係る手続き」(b)に定める情報提供および企業価値評価委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続きを遵守しない買付等である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 企業価値評価委員会に本プランに定める企業価値評価委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 企業価値評価委員会が株主総会の判断を得るように勧告した場合において、株主総会の決議を待たずに行われる買付等である場合
- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら株価を上昇させて高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、当社グループの社員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
  - (e) 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの社員、顧客、取引先等との関係または当社グループの企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株に

- つき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権1個の目的である株式<sup>9</sup>の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (f) 本新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件  
(Ⅰ) 特定大量保有者<sup>10</sup>、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、  
(Ⅲ) 特定大量買付者<sup>11</sup>、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは  
(Ⅴ) 上記(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、  
または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)から(Ⅴ)のいずれかに該当する者の関連者<sup>12</sup>  
(以下、(Ⅰ)から(Ⅵ)のいずれかに該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することが

できません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社はかかる本新株予約権の取得を行うことができます。

当社は、以上に加え、企業価値評価委員会の勧告または株主総会の決議に基づき、具体的な本新株予約権無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項など）を定める場合があります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間（本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間でもあります。）（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会における決議の時から本定時株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランおよび本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、企業価値評価委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成20年2月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- 9 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- 10 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 11 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

## 企業価値評価委員会規則の概要

- ・企業価値評価委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・企業価値評価委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役または(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・企業価値評価委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。当社社外取締役または当社社外監査役であった企業価値評価委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、企業価値評価委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・企業価値評価委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、企業価値評価委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施（これらの事項についての株主総会への付議の実施を含む）
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値評価委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、企業価値評価委員会は、次の①から⑩定める事項を行う。
  - ① 当該買付行為等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等および当社取締役会が企業価値評価委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

- ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との協議・交渉
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提示の要求・代替案の検討
  - ⑥ 企業価値評価委員会検討期間の延長の決定
  - ⑦ 本プランの修正または変更の承認
  - ⑧ 本プランの廃止
  - ⑨ その他本プランにおいて企業価値評価委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑩ 当社取締役会が別途企業価値評価委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・企業価値評価委員会は、買付者等に対し、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、企業価値評価委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値評価委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
  - ・企業価値評価委員会は、当社グループの企業価値については株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉等を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
  - ・企業価値評価委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、社員その他企業価値評価委員会が必要と認める者の出席を要求し、企業価値評価委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・各企業価値評価委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも企業価値評価委員会を招集することができる。
  - ・企業価値評価委員会の決議は、原則として、企業価値評価委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、企業価値評価委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 企業価値評価委員会委員略歴

本プラン導入当初の企業価値評価委員会の委員は、次の4名を予定しております。

まつ お しん ご  
松 尾 新 吾

## 【略歴】

昭和13年5月19日生

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 昭和38年4月 | 九州電力(株)入社          |
| 平成6年7月  | 同社理事               |
| 平成9年6月  | 同社取締役              |
| 平成10年6月 | 同社常務取締役            |
| 平成15年6月 | 同社代表取締役社長          |
| 平成17年3月 | 当社取締役(社外取締役)       |
| 平成18年7月 | 当社経営諮問委員会委員(現任)    |
| 平成19年6月 | 九州電力(株)代表取締役会長(現任) |

えの もと かず ひこ  
榎 本 一 彦

## 【略歴】

昭和18年9月25日生

|         |                                        |
|---------|----------------------------------------|
| 昭和41年4月 | (株)日本不動産銀行〔現、(株)あおぞら銀行〕入行              |
| 昭和47年4月 | (株)福岡相互銀行〔現、(株)西日本シティ銀行〕入行             |
| 昭和48年4月 | 福岡地所(株)入社                              |
| 昭和49年6月 | 同社専務取締役                                |
| 昭和52年3月 | ロイヤル(株)〔現、ロイヤルホールディングス(株)〕<br>取締役      |
| 昭和54年8月 | 福岡地所(株)代表取締役社長                         |
| 平成3年3月  | ロイヤル(株)〔現、ロイヤルホールディングス(株)〕<br>代表取締役副会長 |
| 平成9年3月  | 同社代表取締役会長(現任)                          |
| 平成15年8月 | 福岡地所(株)代表取締役会長(現任)                     |
| 平成17年3月 | 当社取締役(社外取締役)                           |
| 平成18年7月 | 当社経営諮問委員会委員(現任)                        |

いし はら すずむ  
石 原 進

【略 歴】

昭和20年4月30日生  
昭和44年7月 日本国有鉄道入社  
昭和62年4月 九州旅客鉄道(株)総合企画本部経営管理室長  
平成5年6月 同社取締役  
平成9年6月 同社常務取締役  
平成13年6月 同社専務取締役  
平成14年6月 同社代表取締役社長（現任）  
平成17年3月 当社取締役（社外取締役）  
平成18年7月 当社経営諮問委員会委員（現任）

まつ ぎき たかし  
松 崎 隆

【略 歴】

昭和21年3月4日生  
昭和49年4月 弁護士登録  
和智法律事務所入所  
昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所〔現、徳永・松崎・芥藤法律事務所〕開設  
同事務所パートナー（現任）  
平成16年4月 福岡県弁護士会会長  
平成17年3月 当社監査役（社外監査役）  
平成17年4月 日本弁護士連合会副会長  
平成18年7月 当社経営諮問委員会委員（現任）

松崎 隆氏と当社は顧問弁護士契約を締結しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区住吉一丁目 2 番82号

TEL (092) 282-1234

グランド・ハイアット・福岡

3階 ザ・グランド・ボールルーム



### ホテルまでの交通のご案内

- 福岡空港から車で約15分
- JR博多駅から徒歩で約15分または車で約6分
- 西鉄福岡(天神)駅から徒歩で約15分または車で約6分
- 地下鉄中洲川端駅から徒歩で約7分
- 地下鉄天神南駅から徒歩で約10分または車で約5分